

掲示期間 2.26 - 3.7

新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 2 月 26 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 2 号

新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年新潟市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「新潟市中央区西堀前通6番町894番地1」を「新潟市中央区白山浦1丁目614番地5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。